

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	釧路市 国民年金等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、国民年金等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金等に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。</p> <p>国民年金法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>○国民年金被保険者の届出に関する事務</p> <p>1. 資格取得(強制) 2. 資格取得申出(任意) 3. 資格喪失(強制) 4. 資格喪失申出(任意) 5. 種別変更 6. 付加納付該当(強制) 7. 付加納付申出(任意) 8. 付加納付非該当(強制) 9. 付加納付辞退申出(任意) 10. 手帳再交付申請 11. 被保険者情報(氏名・住所・性別・生年月日・記録等) 12. 死亡</p> <p>○国民年金給付及び年金生活者支援給付金に関する事務</p> <p>1. 年金裁定請求等に関する事(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金等) 2. 未支給年金及び死亡一時金の請求に関する事 3. 所得状況届に関する事 4. 年金生活者支援給付金の認定請求等に関する事 5. 未支払給付金の請求に関する事 6. 年金生活者支援給付金の支給に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事</p> <p>○国民年金保険料免除等に関する事務</p> <p>1. 保険料免除及び納付猶予に関する事 2. 学生納付特例に関する事</p> <p>※ その他、法定受託事務と整理のされなかった上記以外の付随業務についても、国(日本年金機構)との協議により、協力・連携事務として行う。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の46、116及び128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部医療年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市こども保健部医療年金課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4532
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う際は、必ず複数職員での確認を徹底している。また、定期的に特定個人情報の取扱いに関し周知するなど、職員の意識向上を図っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによって限定している。毎年度アクセス可能な職員の名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月24日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」 「②事務の概要」	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務	国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則に基づき、国民年金に係る各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。 国民年金法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ○国民年金被保険者の届出に関する事務 1. 資格取得(強制) 2. 資格取得申出(任意) 3. 資格喪失(強制) 4. 資格喪失申出(任意) 5. 種別変更 6. 付加納付該当(強制) 7. 付加納付申出(任意) 8. 付加納付非該当(強制) 9. 付加納付辞退申出(任意) 10. 手帳再交付申請 11. 被保険者情報(氏名・住所・性別・生年月日・記録等) 12. 死亡 ○給付に関する事務及び年金生活者支援給付金に関する事務 1. 年金裁定請求に関する事(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金等) 2. 未支給年金及び死亡一時金の請求に関する事 3. 現況届・所得状況届に関する事 4. 障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿に関する事 5. 年金生活者支援給付金に関する事 ○国民年金保険料免除等に関する事務 1. 保険料免除及び納付猶予に関する事 2. 学生納付特例に関する事 ※ その他、法定受託事務と整理のされなかった上記以外の付随業務についても、国(日本年金機構)との協議により、協力・連携事務として行う。	事後	評価書の見直し
平成30年5月15日	「I 関連情報」 「5. 評価実施機関における担当部署」「②所属長」	医療年金課長 佐藤 志敬	医療年金課長 井上 明	事後	評価書の見直し
平成30年5月15日	「II しいき値判断結果」 「1. 対象人数」「2. 取扱者数」	平成28年12月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価書の見直し
平成31年2月28日	評価書名	鉦路市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書	鉦路市 国民年金等に関する事務 基礎項目評価書	事前	評価書の見直し
平成31年2月28日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」 「①事務の名称」	国民年金に関する事務	国民年金等に関する事務	事前	評価書の見直し
平成31年2月28日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」 「②事務の概要」	国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則に基づき、国民年金に係る各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。 国民年金法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ○国民年金被保険者の届出に関する事務 1. 資格取得(強制) 2. 資格取得申出(任意) 3. 資格喪失(強制) 4. 資格喪失申出(任意) 5. 種別変更 6. 付加納付該当(強制) 7. 付加納付申出(任意) 8. 付加納付非該当(強制) 9. 付加納付辞退申出(任意) 10. 手帳再交付申請 11. 被保険者情報(氏名・住所・性別・生年月日・記録等) 12. 死亡 ○給付に関する事務及び年金生活者支援給付金に関する事務 1. 年金裁定請求に関する事(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金等) 2. 未支給年金及び死亡一時金の請求に関する事 3. 現況届・所得状況届に関する事 4. 障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿に関する事 5. 年金生活者支援給付金に関する事 ○国民年金保険料免除等に関する事務 1. 保険料免除及び納付猶予に関する事 2. 学生納付特例に関する事 ※ その他、法定受託事務と整理のされなかった上記以外の付随業務についても、国(日本年金機構)との協議により、協力・連携事務として行う。	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。 国民年金法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ○国民年金被保険者の届出に関する事務 1. 資格取得(強制) 2. 資格取得申出(任意) 3. 資格喪失(強制) 4. 資格喪失申出(任意) 5. 種別変更 6. 付加納付該当(強制) 7. 付加納付申出(任意) 8. 付加納付非該当(強制) 9. 付加納付辞退申出(任意) 10. 手帳再交付申請 11. 被保険者情報(氏名・住所・性別・生年月日・記録等) 12. 死亡 ○国民年金給付及び年金生活者支援給付金に関する事務 1. 年金裁定請求等に関する事(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金等) 2. 未支給年金及び死亡一時金の請求に関する事 3. 所得状況届に関する事 4. 年金生活者支援給付金の認定請求等に関する事 5. 未支給給付金の請求に関する事 6. 年金生活者支援給付金の支給に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事 ○国民年金保険料免除等に関する事務 1. 保険料免除及び納付猶予に関する事 2. 学生納付特例に関する事 ※ その他、法定受託事務と整理のされなかった上記以外の付随業務についても、国(日本年金機構)との協議により、協力・連携事務として行う。	事前	評価書の見直し
平成31年2月28日	「I 関連情報」 「3. 個人番号の利用」 「法令上の根拠」	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の31の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の95の項	事前	評価書の見直し
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療年金課長 井上 明	課長	事前	様式変更のため
平成31年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成30年3月31日時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更にとらならないため(計数の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策 1～9	—	必要事項について記載	事前	様式変更のため
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の95の項	・番号法第9条第1項 別表の46、116及び128の項	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		新規追加項目	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成31年2月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更に当たらないため (計数の見直し)
令和7年2月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IVリスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IVリスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更